

島根県青少年の健全な育成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 昭和40年3月26日 島根県条例第21号 </div> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 〔略〕</p> <p>第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の <u>禁止等</u>（第21条―第24条）</p> <p>第5章 <u>インターネット利用環境の整備</u>（第24条の2 ―第25条の3）</p> <p>第6章・第7章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 総則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 40px;">（県民の責務）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>（保護者等の役割）</u></p> <p>第2条の2 <u>保護者は、青少年を健全に育成することに</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条―第4条）</p> <p>第2章 優良図書類等の推奨（第5条）</p> <p>第3章 青少年の福祉を阻害するおそれのある営業等 の制限</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 有害図書類等の販売等の制限（第6条―第 14条）</p> <p style="padding-left: 40px;">第2節 ツーショットダイヤル等営業等に関する制 限（第15条―第19条）</p> <p style="padding-left: 40px;">第3節 金銭の貸付け等の制限（第20条）</p> <p style="padding-left: 40px;">第4節 深夜営業を行う施設への青少年の立入りの 制限（第20条の2）</p> <p>第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の <u>禁止</u>（第21条―第24条）</p> <p>第5章 <u>インターネットの利用による有害情報の閲覧 等の防止</u>（第25条）</p> <p>第6章 雑則（第26条―第29条）</p> <p>第7章 罰則（第30条―第32条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、青少年をとりまく環境の整備を助 長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある 行為を防止し、もって心身ともに健やかな青少年を 育成することを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（県民の責務）</p> <p>第2条 すべて県民は、青少年の健全な育成を図るた め、家庭及び社会において、青少年のためにより環境 をつくり出すように努めるとともに、青少年の福祉を 阻害するおそれのある行為から青少年を守るように努 めなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

ついて第一義的責任を有するものであることを自覚し、青少年を良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めるものとする。

2 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力して青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 青少年は、生命を尊び、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めるものとする。

第3条 〔略〕

(定義)

第4条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。

(3) 〔略〕

(4) 玩具類 玩具、 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。

(5)～(8) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成を図るために必要な施策を講ずるよう努めるとともに、公共団体、公共的団体等が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業に対して援助するよう努めるものとする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者をいう。

〔新設〕

(2) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、写真及びこれらに類するもの並びに映画フィルム、録画テープ、録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

(3) がん具類 がん具、 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。

(4) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するものをいう。

(5) 広告物 看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するものであって、公衆に表示され、又は頒布されるものをいう。

(6) ツーショットダイヤル等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(7) 利用カード ツーショットダイヤル等営業に関し

第2章 優良図書類等の推奨

第5条 知事は、図書類、玩具類又は興行で、その内容が特に青少年の健全な育成に有益であると認めるものを推奨することができる。

第3章 青少年の福祉を阻害するおそれのある営業等の制限

第1節 有害図書類等の販売等の制限

(有害図書類の制限)

第6条 知事は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当し、青少年の

健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該図書類を有害図書類として指定するものとする。

- (1) 性的感情を著しく刺激するもの
- (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの
- (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの

2 〔略〕

て提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいう。

第2章 優良図書類等の推奨

第5条 知事は、図書類、~~がん~~具類又は興行で、その内容が特に青少年の健全な育成に有益であると認めるものを推奨することができる。

第3章 青少年の福祉を阻害するおそれのある営業等の制限

第1節 有害図書類等の販売等の制限

(有害図書類の制限)

第6条 知事は、図書類の内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該図書類を有害図書類として指定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 次に掲げる図書類は、前項の規定により指定されたものとみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「全裸等での卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが掲載されている紙面（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が当該書籍又は雑誌の紙面の総数の3分の1以上を占めるもの
- (2) 映画フィルム、録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が記録されている物品で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、全裸等での卑わいな姿態等を被写体とし、若しくは描写した映像で規則で定めるものが記録されている時間が合わせて5分を超えるもの又は当該映像の数が当該物品に記録されている映像の総数の3分の1以上を占めるもの
- (3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不適當であると認めた図書

(有害玩具類の制限)

第7条 知事は、玩具類が青少年の性的感情を著しく刺激し、又はその構造若しくは機能が人の生命身体に危害を及ぼすおそれがあり、その健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該玩具類を有害玩具類として指定するものとする。

2 次に掲げる玩具類は、前項の規定により指定されたものとみなす。

(1)・(2) 〔略〕

3 玩具類の販売、頒布又は貸付けを業とする者（以下「玩具類販売業者等」という。）は、第1項の規定により指定された玩具類（前項の規定により指定されたものとみなされる玩具類を含む。以下「有害指定玩具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

4 何人も、有害指定玩具類を青少年に見せ、若しくは触らせ、又は所持させないように努めなければならない。

第8条 〔略〕

類

3 図書類の販売、頒布又は貸付けを業とする者（以下「図書類販売業者等」という。）は、第1項の規定により指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

4 図書類販売業者等は、有害指定図書類を陳列する場合は、当該有害指定図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、当該場所に青少年の購入、受取又は借受けを禁ずる旨を掲示するように努めなければならない。

5 何人も、有害指定図書類を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

(有害がん具類の制限)

第7条 知事は、がん具類が青少年の性的感情を著しく刺激し、又はその構造若しくは機能が人の生命身体に危害を及ぼすおそれがあり、その健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定するものとする。

2 次に掲げるがん具類は、前項の規定により指定されたものとみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

3 がん具類の販売、頒布又は貸付けを業とする者（以下「がん具類販売業者等」という。）は、第1項の規定により指定されたがん具類（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害指定がん具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

4 何人も、有害指定がん具類を青少年に見せ、若しくは触らせ、又は所持させないように努めなければならない。

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類を販売し、又は貸し付け

ようとする者は、販売又は貸付けを開始する日の15日前までに、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機等の設置場所並びに当該設置場所を提供する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 第10条に規定する図書類自動販売等管理者の氏名、住所及び電話番号
- (4) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (5) 自動販売機等の型式及び製造番号
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「図書類自動販売等業者」という。）は、同項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付けを廃止したときは当該変更又は廃止の日から起算して15日を経過する日までに、同項第2号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（図書類自動販売機等の届出済証の貼付け）

第9条 図書類自動販売等業者は、当該届出に係る自動販売機等の前面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証（図書類自動販売等業者が前条第2項の規定により変更の届出をした場合は、当該変更後の内容を記載したものに限る。第30条第4項第1号において同じ。）を貼り付けなければならない。

第10条 〔略〕

（図書類自動販売機等の届出済証のはり付け）

第9条 図書類自動販売等業者は、当該届出に係る自動販売機等の前面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証（図書類自動販売等業者が前条第2項の規定により変更の届出をした場合は、当該変更後の内容を記載したものに限る。第30条第4項第1号において同じ。）をはり付けなければならない。

（図書類自動販売等管理者の設置）

第10条 図書類自動販売等業者は、自動販売機等ごとに、図書類の販売又は貸付けを管理する者（以下「図書類自動販売等管理者」という。）を置かなければならない。

2 図書類自動販売等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (2) 管理を行う自動販売機等の設置場所と同一の市町

(自動販売機等への有害図書類及び有害玩具類の収納の制限)

第11条 自動販売機等により図書類又は玩具類を販売し、又は貸し付ける者及び図書類自動販売等管理者は、有害指定図書類又は有害指定玩具類をその設置し、又は管理する自動販売機等に収納してはならない。

2 前項に規定する者は、現に自動販売機等に収納している図書類又は玩具類が第6条第1項又は第7条第1項の規定により指定されたとき(新たに第6条第4項各号に掲げる図書類又は第7条第2項第1号に掲げる玩具類に該当することとなったときを含む。)は、直ちに当該図書類又は玩具類を当該自動販売機等から撤去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、有害指定図書類と認められるもの及び有害指定玩具類と認められるものを当該自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

(適用除外)

第12条 次に掲げる自動販売機等については、前4条(玩具類の自動販売機等にあつては、前条)の規定は、適用しない。

(1) 法令又はこの条例により青少年の立入りが常時禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機等であつて、外部から図書類又は玩具類を購入し、又は借り受けることができないもの

(2) 屋内に設置されている自動販売機等であつて、有害指定図書類又は有害指定玩具類を当該自動販売機から青少年が購入し、又は借り受けしないように常時監視することができるもの

(有害興行の制限)

第13条 知事は、興行の内容が第6条第1項各号のいづれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められ

村内に住所を有する者であること。

(3) 次条第1項及び第2項に規定する図書類自動販売等管理者の義務を履行するために必要な権限を図書類自動販売等業者から付与されていること。

(自動販売機等への有害図書類及び有害がん具類の収納の制限)

第11条 自動販売機等により図書類又はがん具類を販売し、又は貸し付ける者及び図書類自動販売等管理者は、有害指定図書類又は有害指定がん具類をその設置し、又は管理する自動販売機等に収納してはならない。

2 前項に規定する者は、現に自動販売機等に収納している図書類又はがん具類が第6条第1項又は第7条第1項の規定により指定されたとき(新たに第6条第4項各号に掲げる図書類又は第7条第2項第1号に掲げるがん具類に該当することとなったときを含む。)は、直ちに当該図書類又はがん具類を当該自動販売機等から撤去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、有害指定図書類と認められるもの及び有害指定がん具類と認められるものを当該自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

(適用除外)

第12条 次に掲げる自動販売機等については、前4条(がん具類の自動販売機等にあつては、前条)の規定は、適用しない。

(1) 法令又はこの条例により青少年の立入りが常時禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機等であつて、外部から図書類又はがん具類を購入し、又は借り受けることができないもの

(2) 屋内に設置されている自動販売機等であつて、有害指定図書類又は有害指定がん具類を当該自動販売機から青少年が購入し、又は借り受けしないように常時監視することができるもの

(有害興行の制限)

第13条 知事は、興行の内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するものであると認められ

るときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

2～4 [略]

(有害広告物の制限)

第14条 知事は、広告物の内容が第6条第1項各号のいずれかに該当し、青少年の

健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該広告物を有害広告物として指定するものとする。

2・3 [略]

第2節 [略]

第15条～第19条 [略]

るときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

2 興行を主催する者（以下「興行者」という。）は、前項の規定により指定された興行の開催期間中当該興行を開催する場所の入口等の見やすい箇所に、当該興行が有害興行として指定された興行である旨及び青少年の立入りを禁止する旨を規則で定めるところにより掲示しなければならない。

3 興行者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

4 何人も、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

(有害広告物の制限)

第14条 知事は、広告物の内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助

長し、その健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該広告物を有害広告物として指定するものとする。

2 知事は、広告物の広告主又は管理者（以下「広告主等」という。）に対し、前項の規定により指定された広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

3 何人も、第1項の規定により指定された広告物を表示し、又は頒布しないように努めなければならない。

第2節 ツーショットダイヤル等営業等に関する制限

(利用カードの販売等の制限)

第15条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、贈与し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

第16条 利用カードの販売を業とする者は、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機であって外部から利用カードを購入できないものについては、この限りでない。

(利用カード自動販売機の設置等の届出等)

第17条 前条ただし書に規定する自動販売機により利用

カードを販売しようとする者は、販売を開始する日の15日前までに、自動販売機ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機による利用カードの販売を管理する者の氏名、住所及び電話番号
- (4) 販売を開始しようとする年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは当該変更又は廃止の日から起算して15日を経過する日までに、同項第2号に掲げる事項を変更しようとするときは当該変更の日の15日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を表示しなければならない。

（宣伝及び広告の制限）

第18条 何人も、青少年に対し、ツーショットダイヤル等営業に係る名称若しくは電話番号若しくは営業所（法第31条の12第1項の規定による届出に係る営業所をいう。次条において同じ。）の所在地又は利用カードの自動販売機の設置場所（第3項において「ツーショットダイヤル等営業の名称等」という。）を記載したちらしその他の物品で公衆に頒布されるもの（以下「宣伝物品」という。）を頒布してはならない。

2 何人も、宣伝物品を法第31条の13第1項及び法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号に規定する広告制限区域等において頒布し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車に差し置き、又は公衆電話機（青少年立入禁止場所に設置されているものを除く。）の周囲2メートルの区域内に頒布を目的として置いてはならない。

3 何人も、ツーショットダイヤル等営業の名称等に係

る広告物を表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に表示する広告物で外部から見る事ができないものについては、この限りでない。

4 警察官は、前2項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができる。

5 第1項から第3項までの規定は、ツーショットダイヤル等営業を営む者が法第31条の13第1項又は法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項の規定の適用を受ける場合には、適用しないものとする。

(青少年に対する勧誘の禁止)

第19条 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業に係る電話番号に電話をかけさせ、若しくは営業所に立ち入らせ、又は宣伝物品を受け取らせないように努めなければならない。

第3節 金銭の貸付け等の制限

第20条 貸金業者（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）は、青少年（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）が保護者

_____の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付を含む。以下この項において同じ。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

2 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

3 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年から物品

_____を買受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

第3節 金銭の貸付け等の制限

第20条 貸金業者（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）は、青少年（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）が保護者

_____の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付を含む。以下この項において同じ。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

2 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

3 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由があると認められる場合を除き、青少年から物品（第21条の2第1項に規定する着用済み下着を除く。以下この項において同じ。）を買受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

第4節 深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限

第20条の2 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。次項及び第23条の3第4項において同じ。）を立ち入らせてはならない。

(1)・(2) 〔略〕

2 〔略〕

第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の禁止等

（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第21条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2・3 〔略〕

（着用済み下着の買受け等の禁止等）

第21条の2 何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年に対して着用済み下着の売却の相手方を紹介し、若しくは売却するよう勧誘（以下「着用済み下着の買受け等」という。）してはならない。

2 知事は、着用済み下着の買受け等を行い、又は行おうとした者に対し、着用済み下着の買受け等を行わな

第4節 深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限

第20条の2 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。次項及び第23条の3第3項において同じ。）を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせ歌唱を行わせる施設
- (2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 前項に規定する施設を営む者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の禁止

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、第1項の行為を教え、又は見せてはならない。

〔新設〕

〔新設〕

いよう警告を発することができる。

第22条 〔略〕

(非行助長行為の禁止)

第23条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、道路交通法第68条に規定する行為、淫らな性行為、わいせつな行為又は特定薬品等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

2 〔略〕

第23条の2 〔略〕

(深夜に外出させる行為等の制限)

第23条の3 〔略〕

2 〔略〕

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めるものとする。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

4 〔略〕

(特定薬品等の販売等の禁止)

第22条 何人も、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品及びこれを含有する物で規則で定めるもの（以下「特定薬品等」という。）を青少年がみだりに摂取し、又は吸引すること（以下「不健全使用」という。）を知って、青少年に販売し、頒布し、贈与し、又は交換してはならない。

(非行助長行為の禁止)

第23条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、道路交通法第68条に規定する行為、みだらな性行為、わいせつな行為又は特定薬品等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

2 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、又は強要してはならない。

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第23条の2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はあっせんしてはならない。

(深夜に外出させる行為等の禁止)

第23条の3 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

〔新設〕

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設又は当該施設の敷地（施設にあつては、法令及び第20条の2第1項の規定により深夜において青少年の立入りが禁止されているものを除く。）にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(場所の提供等の禁止)

第24条 〔略〕

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 〔略〕
- (3) 着用済み下着の買受け等
- (4)～(6) 〔略〕

第5章 インターネット利用環境の整備

(インターネットの適切な利用に関する施策の推進)

第24条の2 県は、青少年のインターネットの利用に関する事業を行う者、保護者その他の関係者と連携し、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、インターネットの適切な利用に関する知識の普及、啓発、教育その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

(インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止)

第25条 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当し

_____、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

(場所の提供等の禁止)

第24条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は場所のあっせんをしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 前号の行為を教え、又は見せること。
〔新設〕
- (3) 特定薬品等の不健全使用
- (4) 喫煙又は飲酒
- (5) 入れ墨を施す行為

第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

〔新設〕

第25条 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(次項において「有害情報」という。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング機能(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。)を有するソフトウェア_____の利用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第25条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者 [新設]

者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)及び青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)又は青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)(以下「携帯電話インターネット接続役務契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。))は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理(当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。第3項において同じ。)をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年であるかどうかを確認し、利用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、その説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年である場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面(以下この条において「理由 [新設]

書」という。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務を提供する場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をすることができる。 [新設]

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならない。 [新設]

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第25条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条第1項、第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 [新設]

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。 [新設]

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所又は所在地、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。 [新設]

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 [新設]

第26条・第27条 〔略〕

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、図書類販売業者等、玩具類販売業者等、興行者、広告主等、第20条の2第1項に規定する施設を営む者若しくは携帯電話インターネット接続役員提供事業者等（以下「図書類販売等営業者等」という。）若しくは図書類自動販売等管理者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして図書類販売等営業者等の営業所（図書類又は玩具類の自動販売機等の設置場所を含む。）内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～5 〔略〕

(審議会への諮問)

第26条 知事は、第5条の規定による推奨又は第6条第1項若しくは第2項第3号、第7条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項の規定による指定をしようとするときは、島根県社会福祉審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める内容を有する図書類を有害図書類として指定しようとするとき、又は緊急を要し、審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨又は指定をしたときは、速やかに、その旨を審議会に報告しなければならない。

3 知事は、第6条第2項第1号若しくは第2号、第7条第2項第1号又は第1項ただし書の規定に基づき規則を制定し、又は改廃しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(指定)

第27条 第6条第1項若しくは第2項第3号、第7条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定による指定は、告示をもって行う。ただし、緊急を要する場合においては、関係者に対する通知をもって告示に代えることができる。

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、図書類販売業者等、がん具類販売業者等、興行者、広告主等若しくは第20条の2第1項に規定する施設を営む者_____（以下「図書類販売等営業者等」という。）若しくは図書類自動販売等管理者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして図書類販売等営業者等の営業所（図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所を含む。）内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、利用カードの販売を業とする者（以下「利用カード販売業者」という。）若しくは自動販売機による利用カードの販売を管理する者から必要な報告を徴し、又は警察職員をして利用カード販売

第29条 〔略〕

第7章 〔略〕

(罰則)

第30条 〔略〕

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(8) 〔略〕

(9) 第20条の2第1項の規定に違反した者

(10) 〔略〕

(11) 第21条の2第1項の規定に違反した者

(12)・(13) 〔略〕

業者の営業所（利用カードの自動販売機の設置場所を含む。）内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入調査等は、必要最少限度において行うべきであって、図書類販売等営業者等及び利用カード販売業者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

4 第1項に規定する職員又は警察職員は、同項又は第2項の規定により立入調査等を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び公安委員会規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第21条第1項若しくは第2項又は第23条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第3項の規定に違反した者

(2) 第7条第3項の規定に違反した者

(3) 第11条第1項又は第2項の規定に違反した者

(4) 第13条第3項の規定に違反した者

(5) 第14条第2項の規定による知事の命令に違反した者

(6) 第15条の規定に違反した者

(7) 第16条の規定に違反した者

(8) 第18条第1項の規定に違反した者（同条第5項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない者を除く。）

〔新設〕

(9) 第21条第3項の規定に違反した者

〔新設〕

(10) 第22条の規定に違反した者

(11) 第23条の3第2項の規定に違反した者

<p>(14) <u>第24条第1号、第3号又は第6号の規定に違反した者</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1) 第9条の規定に違反して知事の交付する届出済証を<u>貼り付け</u>なかった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第24条第2号又は第4号の規定に違反した者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>5 第6条第3項、第7条第3項、第13条第3項、第15条、第18条第1項、第20条第1項から第3項まで、<u>第20条の2第1項</u>、第21条第1項から第3項まで、<u>第21条の2第1項</u>、第22条、第23条の2、第23条の3第2項又は<u>第24条第1号から第4号まで若しくは第6号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</u></p> <p>第31条・第32条 [略]</p>	<p>(12) <u>第24条第1号又は第5号</u> の規定に違反した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第17条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第20条第1項から第3項までの規定に違反した者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第9条の規定に違反して知事の交付する届出済証を<u>はり付け</u>なかった者</p> <p>(2) 第13条第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) <u>第24条第2号又は第3号の規定に違反した者</u></p> <p>(4) 第28条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>5 第6条第3項、第7条第3項、第13条第3項、第15条、第18条第1項、第20条第1項から第3項まで_____、第21条第1項から第3項まで_____、第22条、第23条の2、第23条の3第2項又は<u>第24条第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</u></p> <p>(両罰規定)</p> <p>第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。当該行為者に次条本文の規定により罰則が適用されない場合においても、同様とする。</p> <p>(免責)</p> <p>第32条 第30条の違反行為をした者が青少年であるときは、同条の罰則は、適用しない。ただし、その者が図書類販売等営業者等、ツーショットダイヤル等営業を</p>
---	---

附 則

営む者、利用カード販売業者、貸金業者、質屋又は古物商であつて、その営業に関して同条の違反行為をしたときは、この限りでない。

附 則